

京都大学医学部附属病院研修登録医規程及び京都大学医学部附属病院エイズ診療従事者研修生規程を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 京都大学医学部附属病院研修登録医規程（平成元年達示第23号）
- (2) 京都大学医学部附属病院エイズ診療従事者研修生規程（平成9年達示第54号）

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。